

NOV. 2 1. 19.

庄子文言談

第六十一号

「鄉土史研究」叢書
通算第百三号

昭和四十七年三月廿三日終行
佐伯史談

華勢所
宿泊市大字福垣字龍發寺
羽柴文

研
究

藩札始末記

佐伯文談会

顧問 故山田平之丞

(遺稿)

より淘汰せらる。物語室の「薊海漁談」に曰く、
近年薊海の浜凡て錢乏しくなりぬ。富豪と称する家
にても多く積むことを聞かず、況んや平常目前の用に
供する士民の家に至り、五百三百の鳥目にも事を父々こ
と常となりぬ。唯通用して事を争はずには諸侯の銀札
あるのみ。銀札は皆封内に行うものなるに、四隣にも
通用することとなり、其勢漸く盛に至り、遂に此物の
及商賈士農の手に離合麻津となし、公然として天下通
用の鐵貨に換ひて、怪
しむべく且つ危むべき、

卷之三

研究 謂海札始末記（山川草堂）……一
研究 補遺矢野泰輝先生著……四

標
註治四司靈場保詩四……一〇

卷之三

研覽
卷之三

研究
依伯と國木田淑芳(三)一一一九

卷之三

早春遊北山步^八明榮^弘天

其他

備へて其額に合せて紙幣を貯めし、其封内に流通せしめ便利を計る事
が如く、此本錢に乏し
きを顧みず、空指を盡
發せば、時に鐵下替ん
ことを望む者多りとも、
其求に応ずること能はず、僅少な石夏數の及
交換し得るのみ。今封
外に流通する銀札は封

金銀及便ならざるを以て、中須より各藩に藩札の兌換紙幣の發行ありき。元来此領内に通用せしむるが目的有れども、準備銀の鞏固する藩の紙幣は領外にまで通用せしこと、脇蘭室が記事を見ても察せらる。藩府の信用不信用に依へて藩札の通用価値に差等ありることは事実なり。信用なき藩札の価値只暫く下落して、遂に通用梗塞し、領内に於ても或又一時兩替を中止し、或は兩替の数量を制限する等の企てをなし、遂には兩替すること全然不可能となりて崩潰することあつ。これを藩札崩れと称す。藩札崩れの場合には藩札は只一片の紙屑となりて、一錢の価値をも有せざるものと化するが故に、之を所有する人々は非常なる損失を招來す。故に兩替中止せられて危機近き場合、所有者又争ひて紙幣を物品に換えて其の危を免れ、尚又藩札崩れあり左の藩より發行すべし。平生より其取引を嫌忌せられて、漸次取引市

本邦流通するものの幾倍なるを知らず。是皆空指され
本錢に引換ルベヒと嚴命されども、慶災大故ある時は
当り、何時とも弁ずべからず。之と所有する人々の損
失となるのみ。云々へ昭和十六年大分県教育会「大分県史要」

山田云、實政十年發行の佐伯藩札は、勿論銀本位で、
其銘板は錢拾枚札、錢五枚札、錢三枚札、錢
或分札、錢五重札の六種。拾枚札及青色で堅四十七分、
幅一寸八分。五枚札は紅色、長さ幅拾枚札と同じく、毫
文札は茶色で寸法前二者に比し小さく、三分札二分札は
共に白毫で、中安に三分札成三線、二分札は二線藍色の
線きびく。五厘は最も小さく紅毫である。此乃五重札及び
ツトおくれて慶應年間の發行である。

前記の通り、藩札は其藩内に通用し、封境一步を出ず
れば価格の幾分を墜し、尚藩政の如何により、封外の価
格各差異あり、藩政不信用まる藩札は全く通用しま
いものもあつた。然るに佐伯藩札は銀会所の正貨準備が
築固で、何時にても引換が可能であつたから、提封内は
おろか他領にても少しも価額をちとすことなく流通した。
横幣之儀田幕より許可は無之候得共昔年より藩内限り
為辦理錢半形相用實政十年三月當時相用横幣に製造
仕候尤田幕より巡見使迎來之節横幣、有無尋に付錢半
形藩内限ノ相用假段相達置候 以上

(明治三年四月 佐伯藩より政府への届書)

明治十六年大藏省編纂「日本貨幣史」に、佐伯藩々札
に關し左記の如く記されてゐる。

寛政十年始めて製造す

錢 條一枚 新貨幣 八錢

五枚札 四錢
一枚札 八厘
三分札 二厘
二分札 二厘
五重札 三枚一厘

總枚數未詳、錢貨は六千五百十八貫三百九十八枚
六分なり。

右は明治四年七月十四日、金額一兩に付錢札六十
四枚、錢札一枚に付キ錢伍百文の届に依て定まる
所の価格なり。

明治新政府は明治元年土牛翌二年に亘り、太政官札を
發行した。十兩、五兩、一兩、一分、一朱の金札である。
又二年二分、一分、二朱、一朱の民部有札を發行した。
四年十月太政官の布告曰く、

大阪造幣寮に於て已に新貨の鑄造盛大に御施行有之
候へ共、夥多の合金銀一時に政府、国内一般新貨遍く
發行難相成候延、二分料を厭忌し候より自然上下の不
融を懸し候に付、今般為替座三井組へ申告政府在米の
古金銀を引当として凡萬三百萬円の正金引換十圓、立
用、一圓三種の証券を製造し、来る十五日より發行致
し、海關稅を除くの外、租稅其他の上納物、日用公私
の取引に至る迄總て正金同様に通用せしめ候。尤モ証
券の儀は、新貨鑄造の為に志ヒ引揚ぐべき事に候へ共
若差當り正金引換方望出候もの以何時日ても三井組に
於て在米の二分料を以て引換遣はし候條、諸氏一臺の
疑念なく從前金札同様互に通用致すべく此段相達候事。

辛未十月

維新以来太政官並民部省各行の金札製造権まるに付

り質造を譲るものあり、且又旧藩に於て各行の金銀鐵

札は、其管轄限り通用の儀に付一般流通の便を失ひ、

其の幣害不づ仍之今般御多端の折板莫大の入費と不被

為厭精巧の新紙幣百圓、五十圓、二十圓、五圓、二圓

一圓、五十銭、二十銭、五銭各種を製造し、未壬申二

月十五日より古各種の内差向一圓、五十銭、二十銭、

十銭の四種を發行せしめ、追々製造成功の都合により

往來管轄藩縣之金札と引換係條厚き御趣意と体認し

無疑念通用可致、七引換ノ都合以尚追て相違候儀も可

有之、仍て各種紙幣相添此段相違候事

辛未十二月 太政官

明治四年辛未十二月、大藏省の布達に依「新貨比較定

価を以て追而引換迄の間元通用の土地と限り、新貨及楮

幣取交換無差支通用十べし。」云々

錢札及調錢と九六錢百文新貨ハ望

相当である。銀札は各社辛未七月十四日の相場、金札も

辛未の相場に照して価値を定む。

明治四年三月十三日より四月七日まで八間に、舊札引
換を令す旨旧莧後七藩に對し、左の通り通達された。

管下旧藩札の價は兼て相違置候価格引換の価値を以

て、来る十三日より四月七日まで日數二十日の間、別

紙ヶ所に於て新紙幣五錢未滿の分へ、新貨相當の価値

押印之札を以て交換致候條、正副戸長保長等にて一小

区内地持人の分取集め、別紙鑑型只做ひ、簿札を携へ区

劃日限を定め、期限中憑暗差留交換可致候事

明治六年三月

大分県權令森 下景端

交換所 旧府内札 府内町 旧岡丸 竹田町 佐伯町 旧白井丸 旧林町

同 旧森札 (三月十八日より三月二十七日まで) 日田豆田町 同 旧森所 (四月七日まで) 同 旧森所

旧藩札支取飛地、引換所遠隔の方以取束收本県
にて府内引換所へ差出共不苦候事

辛未以来各行の為替屋三井組と訛載の大藏有及開拓使
正金兑换証券の皮五拾銭、貳拾銭、拾銭の三種、未壬申
末各行の新紙幣と引換の件、明治六年七月太政官より布
達す。同年十一月十七日より廿四、十四、五月、二円、
一円五種の紙幣を發行せしめ、海關稅、公債証書の利足
を除く外租稅其他公私ノ取引等正金と同額通用せし
也。

舊札を統一して、庶民に信用ある交換紙幣を通用せし
ものにして、当局者が如何に苦心しあが察せらるる。
未だ政府財政の基礎定らず、かく札左の苦心餘繪左の努
力は、实に世人の想像し難むるものがあつたのである。

(主として「大分県史要」により)

百歳翁山名騒先生逝く

去る二月二十六日午後一時、先生曰死と大病の倒れ多が如く、遂
とて逝かれた。明治四年十二月二十八日の出生日であるにて、満百歳と二
ヶ月、止に一世紀を生きた。故父大佐伯先生之字引的公脚存蔵であつた。
これで日本由緒歩を知つた人曰く居なくなつた。
又不夕處会葬したが、先生の歿聞と慕う人達で一杯であつた。